

注意喚起文書

証券 CFD 取引等の店頭デリバティブ取引 に係るご注意

○本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。

(注1)

本取引に関して、当社の役職員によって行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることをご確認ください。そうでない場合は弊社法規監理部(03-4588-9700)までご連絡ください。

○本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。お客様の窓口へのご来店又は勧誘の要請により勧誘が開始された場合においても、本取引の内容等を十分ご理解のうえ、お取引いただきますようお願いいたします。

○本取引は、法令・諸規則により取引の内容や想定される損失額について、十分にご説明する

こととされています。

○お取引の内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、弊社顧客管理部又は法規監理部までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR（注2）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）

電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル）

（注1） ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- 当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様の場合
- 勧誘の日前 1 年間に、2 以上のお取引いただいたお客様及び勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合
- 外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人のお客様であって、お客様の保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とする場合

（注2） ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。

証券 CFD (日本株式 CFD) 取引の契約締結前交付書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定により

インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社がお渡しするものです。

平成 26 年 7 月現在

この書面には、証券 CFD 取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

CFD とは Contract for Difference の略称であるデリバティブ (金融派生商品) です。証券 CFD 取引は、個別株式の株価や、個別株式の価格等をもとに算出される株価指数を原資産として、これら原資産の価格を参照して行われる取引であり、一定の証拠金額を維持することにより、取引開始時点の価格と取引終了時点の価格との差額による決済が行われる差金決済取引です。

なお、当社が取扱う日本株式 CFD は原則として、「IB Smart Routing (IB スマート ラウティング)」による発注時の取引所及び PTS の売値と買値を提示します。

証券 CFD 取引のリスク等重要事項について

手数料など諸費用について

- ・ 日本株式 CFD 取引 (以下、「CFD 取引」といいます。) を行うにあたっては、別紙「手数料などの諸費用について」に記載の料率、額及び方法により取引手数料等をいただきます。

証拠金について

- ・ CFD 取引を行うにあたっては、当社ウェブサイト

http://www.interactivebrokers.co.jp/en/p.php?f=marginJP&ib_entity=jp に掲載されている証拠

金 (現金に限ります。) を担保として差し入れていただきます。

CFD 取引のリスクについて

1. CFD 価格の変動リスク

- ・ CFD 取引はリスクの高い取引であり損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。 CFD 取引は、レバレッジ (証拠金) を持った、原資産の価格を参照して行うハイリスクの取引であるため、原資産の価格の変動により損失が生ずることがあります。また、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。
- ・ CFD 取引を開始する前に、お客様の知識、取引経験、財産の状況及び投資目的を慎重に考慮し、もしご自身が高いリスクを許容しうる投資経験と損失に耐え

る財産の状況にない場合には、CFD 取引は避け、ご自身の責任においてお取引

ただくようお願い致します。

2. 元本欠損のおそれ

- ・ 当社の CFD 取引は、東京証券取引所に上場する株式の価格及び東京証券取引所に上場する株式の価格をもとに算定される指数を指標として行う取引です。本取引では、これらの価格の変動により、利益が発生する可能性がある一方、損失が発生する可能性があります。

3. 契約の終了について

- ・ お客様が所定の日時までに必要な取引証拠金を差し入れ、または預託しない場合や、取引約款の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合、あるいは取引約款に定めるその他の契約終了事由に該当した場合は、当社はお客様が損失を被った状態でお客様の建玉の一部または全部を決済することがあります。当該決済によって生じた損失についても、お客様が責任を負うこととなります。

4. 決済の期限について

- ・ 当社が取扱う CFD 取引には、原則として決済期限はありません。ただし、原資産となる個別株式のコーポレート・アクション（株式併合、株式分割等の権利処理等）により必要が生じた場合、もしくは当社が合理的な理由により必要と

判断した場合には、決済期限を設定する場合があります。

5. CFD 取引の特性

- ・ 取引所における株式等の売買とは異なり、CFD 取引は当社が相手方（当事者）となる店頭デリバティブ取引であり、金融商品取引所で取引されるものではなく、また清算機関で決済もされません。当社がお客様に提示する CFD 価格は、原資産の価格を参照して提示する価格ですが、当該価格で約定することを保証するものではありません。

■約定遅延リスク

- ・ CFD 取引において、お客様の発注した価格が相場状況やお客様の注文数量、通信環境等によって市場レートとの乖離がある場合、約定が遅くなるリスクがあります。また、上記のような注文が多く見受けられるお客様におかれましては一定期間通常の注文についても、注文処理や約定が遅くなる場合がありますので予めご了承ください。

■価格の誤表示にかかるリスク

- ・ カバー取引先（後述します。）が当社に提示した価格に誤りがあった場合に、誤表示された（インバリッド）価格でお客様の注文が約定される場合があります。誤表示された価格による約定は無効であることを予めご了承ください。

■その他の注意事項

- ・ 日本投資者保護基金においては店頭デリバティブ取引であるCFD取引は保護の対象外となります。

6. CFD取引に係る信用リスク

- ・ CFD取引はお客様と当社との相対取引であり、お客様は当社と取引することにより、信用リスクを含む当社の財産上のリスク、ビジネスリスクを負うこととなります。当社またはカバー取引先の業務または財産の状況が悪化した場合、証拠金その他のお客様資金の返還が困難になる、または取引が制限を受けるなどして、損失が発生する可能性があります。

7. カバー取引について

- ・ 当社のカバー取引の相手方は、インタラクティブ・ブローカーズ(ユー・ケー)リミテッドとなります。当社及びお客様資金の預託先の業務又は財産の状況が悪化した場合、保証金その他のお客様資金の返還が困難になることで、損失が生じるおそれがあります。

【カバー先の詳細】

- ・ 商号：インタラクティブ・ブローカーズ(ユー・ケー)リミテッド
(Interactive Brokers (UK) Limited. 登録番号 208159)
- ・ 業務内容：金融業

- ・ 監督当局：英国金融サービス機構（FSA）

8. カバー取引に係るリスクについて

- ・ 当社またはカバー取引先の業務または財産の状況が悪化した場合、証拠金その他のお客様資金の返還が困難になる、または取引が制限を受けるなどして、損失が発生する可能性があります。
- ・ 当社は、お客様と取引を行うと同時に、同じ銘柄について、同数量で売り買いが反対の取引をカバー取引先と行っています。これをカバー取引といいます。しかしながら、当社自身はこれによって相場変動のリスクに対して中立となります。しかしながら、カバー取引先の信用状況の変化等により、金銭の支払いが遅延する、もしくは不能となる、または取引について制限を受けるなどのために損失が生じるおそれがあります。
- ・ また、カバー先が当社との取引に応じなくなった場合には、当社のお客様とのCFD取引の停止、お客様が保有されている未決済建玉の強制決済等の措置を講じることがあります。この場合、お客様が損失を被る、あるいは証拠金等の返還が困難になる等の可能性があります。
- ・ カバー先が当社との取引に応じなくなる場合の理由の一つとして、カバー先の取引先である証券会社等（ブローカー）が、同社の規制により特定の個別銘柄の取引を行うことができない場合、貸借市場の流動性が低い等の理由で特定の個別銘柄の調達ができなくなるなどの理由が挙げられます。

9. CFD 取引に係る原資産の取扱い

- ・ CFD 取引は、原資産の受渡を受けることなく、原資産の価格の変動を参照することにより利益を得たり、損失の回避を確保しようとするものです。CFD 取引により、いかなる原資産の権利、議決権、所有権の保有もすることはなく、コーポレート・アクションへの直接の参加はできません。

10. CFD 取引の投機性と変動性

- ・ 一般的に、CFD 取引のようなデリバティブ取引は非常に変動性の高い市場です。 CFD 取引とその原資産（株式、株価指数）の価格は、急激に、また大幅に変動する可能性があります。その他の様々な要因の他に、CFD 取引の原資産の市場価格、原資産である個別企業又は関連指数を構成する企業群の収益性、経済全体の動向、原資産または関連する指数への需給関係、政治、通商上の規制と政策、金利動向、国内外の政治経済上の出来事、関連市場で支配的となっている心理的な要因によって、CFD 取引の価格は影響を受けます。

11. CFD 取引のレバレッジと証拠金損失の例

- ・ CFD 取引の価格がお客様の不利な方向に動いた場合、証拠金によるレバレッジのために証拠金残高以上の損失が発生する可能性があります。 例として、500万円の価値の ABC 株式の CFD 取引を購入して証拠金率が 20% の場合、お客様は 100 万円の証拠金が必要になります。もし、ABC 株式の CFD 取引の建玉

の価値が 350 万円に下落した場合には、お客様に当初証拠金の 100 万円だけでなく、追加の 50 万円の損失が発生します。

12. ロスカット取引に伴うリスク

- ・ 当社では、お預かりしている受入保証金を超える損失が発生しないようロスカットルールを設けておりますが、相場の急激な変動により受入保証金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。
- ・ 証拠金の不足が発生した場合、お客様に事前に通知することなく、ポジションを自動的に反対売買します（強制ロスカット）。
- ・ お客様は、当社の証拠金請求額を満たす十分な純資産額を維持するように、常時、口座の状況を通じて監視を行う必要があります。お客様の口座の建玉を強制ロスカットすることを含むもののこれに限定されることなく、お客様の同意をされた約款に基づいて、当社は事前に証拠金不足を通知することはありません。証拠金率を維持するための猶予期間を設けることなく、マージンコールを通知することなく、すなわち、日中における猶予期間を設けることなく、事前通知なしで必要証拠金額を維持するために強制ロスカットします。ただし、当社の強制ロスカットによりお客様の預託証拠金額以内での決済が完了することを保証するものではありません。とりわけ、市場に“ギャッピング”が存在した場合、証拠金預託額以上の損失を避けるための価格での反対売買ができない可能性があります。したがって CFD 取引の建玉から追加的損失を避けるため

には、お客様自身で建玉の反対売買をしていただく必要があります。

- ・ 当社では、独自のロスカットシステムを採用していますが、相場が急激に変動した場合やロスカット注文（反対売買）の全数量が約定しない場合などには、損失を一定の範囲内に抑えることができない場合があります。その場合、1日の損失が予想を上回ることもあります。

13. 証拠金所要額の変更について

- ・ CFD 取引に係る証拠金所要額は、規制や制度の変更、または当社の判断に基づく合理的理由により変更されることがあります。そのため、取引証拠金の追加預託等が必要となる場合があります。必要な取引証拠金は、当社ウェブサイトや取引システムの画面にてご確認ください。また、当社が証拠金所要額を上げた場合かつお客様の証拠金額が不足した場合には、新規の建玉の追加もしくは既存建玉のヘッジ取引ができなくなる可能性があります。

14. CFD の流動性リスク

- ・ 原資産の流動性の低下に伴い当社が提示する CFD 取引の流動性が低下することがあり、取引ができないリスクがあります。また、重要な企業情報、経済指標の発表、要人発言などにより原資産が売買停止・規制等により取引されない場合、当該 CFD 取引の取引が停止になるリスクがあります。また、相場の急変時等に取引が執行されるまでに思いがけない時間を要することがあります。ま

た、天変地異、戦争、テロ、政変、政策の変更、企業倒産、等の特殊な状況下で特定の CFD 取引が困難または不可能となる可能性もあります。

15. CFD 取引に係る手数料、スプレッドその他諸費用について

- ・ 当社は、CFD 取引について、当社のウェブサイト及び別紙「手数料などの諸費用について」で定められた金額の手数料を課金します。加えて、お客様は CFD 取引にスプレッドを支払うことがあります。すなわち、一般的に CFD 取引の買い価格は CFD 取引の理論的市場価格よりも高くなり、売り価格は CFD 取引の理論的市場価格よりも低くなる場合があります。お客様は、またロングの CFD 建玉に対して資金調達コスト（金利調整金）を支払います。（お客様はショート of CFD 取引に対して受け取り、または金利動向により支払いが発生します。）これらのコストにより、お客様の CFD 取引のトータルのリターンが減少（または損失が増加）します。

16. 金利変動リスク

- ・ CFD 取引のロング（ショート）の建玉の金利調整金の支払い（受取）は金利変動によって影響を受けます。これにより、お客様の利益や損失に影響を与えることがあります。

17. 法規制、税務リスク

- ・ 税制、その他の法規制、政策、財務・金融政策の変更は、CFD の価値、CFD 取引に対する税金、CFD のトータル・リターンに悪影響が発生する可能性があります。

18. CFD 取引の売建規制及び売建玉の強制決済

- ・ 法令諸規則による規制、株券貸借市場の状況、当社独自の規制基準その他当社が必要と認める場合、原資産によっては新規売建取引を規制する場合があります、また、当社は合理的な判断に基づき、お客様の CFD 売建玉の反対売買を行うことがあります。

19. 取引システムに係るリスク

- ・ 当社は、インターネットを通じて CFD 取引を提供します。当社がお客様に提供する CFD 取引は、コンピュータ・ソフトウェア、ハードウェア及びネットワークに依存しており、このようなシステムなくしてサービスの提供は維持できません。これら当社が利用しているコンピュータに基づくシステムやサービスは中断や遅延あるいは不履行に対して本質的に脆弱であり、そのような障害はお客様の取引システムへのアクセスの遮断を引き起こし、または当社による CFD 取引の価格提示や取引の提供を不能とし、当社のサービスの全ての点において悪影響を与えます。取引システム又は金融商品取引業者及びお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消などが

行えない可能性があります。当社とのカスタマー・アグリーメントにおいて、お客様は当社のシステムとサービスを「現状のまま」受け入れていただいております。当社の責任は限定的です。お客様の注文執行の際、IB システムとサービスが利用できなくなった場合に備えて、お客様には、代替となる取引手段を保持していただかねばなりません。

20. CFD 取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ 本取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

証券 CFD 取引の仕組みについて

当社によるCFD取引は、金融商品取引法その他の関係法令及び規則を遵守して行います。

1. 証券 CFD 取引の概要

(1) 取扱銘柄

- ・ 当社で取扱う CFD 取引の種類は、東京証券取引所に上場している株式のうち当社が選定する個別銘柄を原資産とする証券 CFD 取引です。

(2) 取引形態

- ・ 証券 CFD 取引は有価証券関連店頭デリバティブ取引であり、当社とお客様との相対取引になります。

(3) CFD 取引の概要

- ・ CFD 取引に必要な証拠金の最低額は、当社が設定する証拠金率により決まります。
- ・ CFD 取引の取引価格は対象となる原資産の株価に連動します。
- ・ CFD 取引に係る建玉を保持し、取引終了時刻を迎えると、金利調整額の受払が発生します。
- ・ 原則として、決済期限はありません。ロスカット及び強制決済の場合を除き、お客様の反対売買でのみ建玉の決済ができます。
- ・ CFD 取引において、原資産となる株式における配当金権利確定日の取引終了時点で建

玉を保有していた場合、配当金調整額が建玉に発生します。原則として、買建玉を保有している場合は配当金調整金を受取り、売建玉を保有している場合は配当金調整金を支払います。

(4) 建玉（ポジション）の返済

- 反対売買による決済

保有しているポジションをお客様の注文（反対売買）により決済していただく方法です。

- ロスカット取引による決済

当社のロスカットルールに基づき、お客様の口座でメンテナンスマージン不足が発生した場合、そのメンテナンスマージン不足を解消するため、建て玉の自動的な反対売買が行われます。

2. 手数料など、取引にかかる諸費用

(1) 取引手数料

所定の取引手数料がかかります。手数料につきましては、別紙「手数料等の諸費用について」及び当社ホームページにてご確認ください。

取引手数料は、CFD 取引の約定と同時に、取得費に加算されます。

(2) その他費用

当社において、CFD 取引のために口座を開設された場合、口座維持手数料等が発生する場合があります。詳細につきましては、別紙「手数料等の諸費用について」及び当社ホーム

ページにてご確認ください。

3. 想定元本

CFD取引における想定元本は、以下のとおりです。

$$\text{想定元本} = \text{約定価格} \times \text{取引単位} \times \text{取引数量}$$

なお、取引にあたっては、当社が定める証拠金率に基づいた取引証拠金を、あらかじめ当社に預託して頂く必要があります。

4. 証拠金について

(1) 証拠金の差入れ

新規の売買取引の注文を行うときは、あらかじめ、当社が定める取引証拠金の必要額（必要証拠金）以上の額を、取引証拠金として、当社が定める方法により、当社に預託していただきます。また、CFD取引におけるお客様と当社の金銭の受け払いは、すべて日本円で行うものとし、外貨でのやりとりはお受けできません。

(2) 証拠金の種類

当社のCFD取引で取扱う証拠金は、現金（円貨のみ）となります。株式等、有価証券で代用することはできません。

(3) 証拠金の種類と計算方法

■必要証拠金（イニシャル・マージン）

イニシャル・マージンとは、CFD取引の新規建てを行う場合に必要となる証拠金です。

イニシャル・ マージンの算出方法は以下のとおりです。

建玉ごとの必要証拠金 = 約定価格 × 取引単位 × 取引数量 × 当社が定める証拠金率

■維持証拠金 (メンテナンス・ マージン)

メンテナンス・ マージンとは、建玉が決済されるまでの間、ロスカットされない水準で建玉を維持するために必要な証拠金です。

メンテナンス・ マージンの算出方法は以下のとおりです。

メンテナンス・ マージン = 約定価格 × 取引単位 × 取引数量 × 当社が定める証拠金率

(4) 金銭の引き出し

出金可能金額 = 受渡済み資金 + 日々の損益 - イニシャル・ マージン

(5) ロスカット取引の取扱い

ロスカット取引とは、証拠金不足を防ぐために、当社がおお客様の建玉を自動で決済する取引です。当社では、お客様の建玉、証拠金及び資産の状況をシステム上でモニターしており、お客様の証拠金状況が当社が設定するロスカット・ ラインを下回った場合には、当社が定める額のメンテナンス・ マージンを維持するためにロスカット取引が自動的に発動されます。ロスカット取引の対象となる建玉は、原則として、メンテナンス・ マージンを維持するために必要な建玉に限定されます。

CFD取引について当社が設定するロスカット・ ラインは、当社が設定するメンテナンス・ マージン額です。すなわちお客様の建玉に評価損が発生し、貸付金額を含む資産価値 (E

L V) がメンテナンス・ マージン額を下回った場合、当社はメンテナンス・ マージン額を満たすためのロスカット取引を行い、お客様の建玉を自動で決済します。

ご 注 意

相場が急激に変動した場合やロスカット注文 (反対売買) の全数量が約定しない場合などには、損失を一定の範囲内に抑えることができない場合があります。その場合、1日の損失がお客様の口座内の資金を上回ることもあります。

(6) 追加証拠金制度

当社では、追加証拠金制度を採用しておりません。当社では、ロスカット取引実行後においてもお客様の口座状況が必要証拠金額を下回る場合には、お客様に予めご承諾を頂く約款の定めに基づき、お客様が保有されているCFD取引以外のポジション (株式や先物・ オプション取引に係る建玉) を強制決済 (強制ロスカット取引) し、CFD取引に係る証拠金所要額に充当させます。

お客様は、当社の証拠金請求額を満たす十分な純資産額を維持するように、常時、口座情報を通じて監視を行う必要があります。

(7) 取引証拠金の管理方法

お客様から当社が預託を受けた証拠金は、金融商品取引法の規定に基づき、三井住友銀行への金銭信託を行う方法により当社固有の財産とは分別して管理されます。当社では、毎

営業日を計算基準日として確定した上で、追加差し入れが必要な場合には、計算基準日の翌日から起算して 2 営業日以内に三井住友銀行に追加信託することにより、分別金必要額以上の残高を維持いたします。

5. 金利と調整金

(1) 金利調整金

CFD取引において、取引時間終了時点で建玉を保有していた場合、金利調整額が建玉に発生します。金利調整額は当社が定めた額とし、お客様の取引口座から加算または減算されます。

※金利情勢の変化等により、金利調整額は変動します。また、CFDの売建（ショート）取引でマイナス金利となる場合は、当社への支払いとなります。

(2) 借入金利

CFD取引において、お客様が売建玉を持ち越す場合には、原資産の借入調達コストの支払いが発生します。これが借入金利で、原資産の貸借需給関係等によって変動し、当社のカバー取引先が決定した金額となります。

6. 主なコーポレート・アクションの取扱いについて

原資産に影響を与えるコーポレート・アクション（株式分割、株式分離、有償増資、合併など）の場合には、当社は、独自の判断で関係者間の権利と義務の経済的に同等の効果を

維持するために必要な調整、修正、実行を決定します。上記に加え、また代替として、当社は独自の判断で、原資産のコーポレート・アクションに先だって当該 CFD 建玉の反対売買を行う権利を留保します。

(1) 配当金について

CFD取引では、配当金の権利確定日における買建玉に対しては、原資産の株式等に配当金が支払われた場合、当社のカバー取引先が決定した金額（以下、「配当等調整金」といいます。）をお支払いします。また、同様に売建玉については、配当等調整金をお支払いいただきます。配当等調整金の処理は当該銘柄の配当金の支払日に行われます。配当等調整金は当該株式の配当金と同額となります。

(2) 株式分割・株式併合について

お客様が原資産の基準日において当該銘柄を保有していた場合は、買い建玉・売り建玉ともに分割比率に応じて建玉数を増やす処理、または併合比率に応じて建玉数を減らす処理が行われます。

(3) その他のコーポレート・アクションについて

上記以外のコーポレート・アクションについては、当社は合理的と判断する処理を採用します。

7. 両建取引の禁止について

お客様は、同一 CFD 銘柄の売りと買いのポジションを同時に保有することはできません。

未決済ポジションと反対の売買を行った場合、未決済ポジションは全部または一部が決済

されます。反対売買の数量が未決済のポジションより多い場合は、未決済のポジション全部が決済され、かつ残りの数量は新規ポジションとして新しく建てられます。

8. 取引時間

CFD 取引の取引時間は、原則として東京証券取引所の取引時間に準じます。ただし、取引時間は予告なく変更される場合がありますので、取引時間につきましては、必ず当社ウェブサイト及び取引システム上のお知らせをご確認下さい。

9. ロールオーバー処理

CFD 取引では、原則として取引日当日の 15 時以降から順次ロールオーバー処理を行い、受渡日は約定日から起算して 4 営業日目となります。ロールオーバーとは、具体的には主に以下の処理のことをいいます。

- ・ 当日に決済された建玉の清算が行われ、実現損益が確定します。

約定日から起算して 4 営業日目に、益金は受渡済み資金額に加算され、損金はそれより差し引かれます。

- ・ オーバーナイト金利・配当等調整金・借入金利の計算が行われます。

10. 取引に基づき発生する債務の履行方法

お客様が、CFD取引により基づき発生する債務を履行する方法は、必要な額を日本円によ

り入金する方法に限るものとします。

11.取引証拠金の預託及び返済の方法

CFD取引におけるお客様と当社の金銭の受け払いは、すべて日本円にて行うものとし、外貨でのやりとりはお受けできません。また、代用有価証券による取引証拠金の充当はできません。

12.税金

個人が行ったCFD取引における税金は、2012年1月1日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

法人が行ったCFD取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

金融商品取引業者は、顧客がCFD取引を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

なお、役職員は税務に関する助言を提供する権限を与えておりません。税務に係る詳細は、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

証券CFD取引の手続について

お客様が、当社でCFD取引を行われる際の手続きの概要は、以下のとおりとなります。

1. 口座開設

(1) 本書面の交付

CFD取引口座の開設を申し込まれる前に、事前に本書面を熟読し、CFD取引の概要やリスクを十分にご理解ください。なお、申し込みと合わせて、本書面を受領し、お客様の判断と責任において取引を行う旨が記載された確認書の差し入れをお願いしております（本書面の交付・確認書の差し入れは電磁的方法により行われます。事前に電子交付等への承諾をお願いします。）

(2) 取引口座の開設

CFD取引は、当社総合口座（IBSJ口座）にて行います。IBSJ口座をお持ちでないお客様は、取引の仕組み、取引のリスク及び当社の本取引の特徴について理解し、約款（カスタマー・アグリーメント）、本書面の内容にご同意・ご承諾いただいた上で、口座の開設をお申込みください。当社では、口座開設審査基準を設け商品知識、資産状況、投資経験その他必要な事項を考慮し、口座開設手続を行います。

すでにIBSJ口座をお持ちのお客様は、取引の仕組み、取引のリスク及び当社の本取引の特徴について理解し、約款（カスタマー・アグリーメント）、本書面の内容にご同意・ご承諾いただいた上で、当社に対してCFD取引に係る取引権限（トレーディング・パーミッション）をご申請下さい。当社では、取引権限付与基準を設け、商品知識、資産状況、投資経験その他必要な事項を考慮し、トレーディング・手続を行います。

2. 注文の方法

お客様は、お客様がお持ちのパソコン、スマートフォン、タブレット等インターネットに接続可能な端末のうち、当社が推奨する環境において、以下のアプリケーションを利用し、インターネット回線等を通じてCFD取引に係る注文をして頂きます。

- ・ IBトレーダー・ワークステーション（TWS）スタンド・アローンバージョン
パソコンにインストールする高機能のトレーディング・プラットフォーム、
- ・ IBトレーダー・ワークステーション（TWS）WEBバージョン
端末へのインストールを要しないバージョンのTWSです。ただし、別途Javaのインストールが必要です。
- ・ IB WEB-TRADER
ウェブベースの簡易取引ツール
- ・ IB モバイル TWS
- ・ 携帯・タブレット等のモバイル機器

3. 注文の指示事項

お客様は、当社にCFD取引の注文をする場合、以下の事項を当社にご指示頂きます。

- ・ 銘柄
- ・ 売 / 買の別
- ・ 取引数量
- ・ 注文の種類
- ・ 注文の有効期限
- ・ その他お客様の指示によることとされている事項

4. 証拠金の差入れ

お客様は、CFD取引の注文をする場合、当社に取引証拠金の預託を行う必要があります。

5. 反対売買によるポジションの返済

保有されているポジションの反対売買に相当する取引が成立した場合は、約定数量分が保有ポジションから減少します。

6. 取引成立の報告

お客様のCFD取引に係る注文が約定した場合、その内容をご確認いただくため、注文画面の「Trade log」に約定内容が表示されます。なお、取引報告書の交付は電磁的方法により

行います。

7. CFD 取引の価格と注文執行について

(1) CFD 取引の価格

当社がお客様に提示する CFD 取引の各銘柄の価格について、東京証券取引所、チャイエックスジャパン株式会社が運営する私設取引所（以下、「PTS」といいます。）及び SBI ジャパンネクスト株式会社が運営する PTS で実際に提示されている気配値のうち、お客様にとって最良な気配値を、個別株式 CFD の価格としてお客様に提示します。個別株式 CFD の価格は当社がお客様に提供する取引システム上で提示致します。

当社の提供する CFD 取引においては、次に掲げる注文区分に応じ、当該注文を執行します

(2) 注文の執行について

指値注文について

買指値注文は、お客様の買注文がカバー先に到達して以降、原資産となる株式の価格がお客様が指示された価格以下となった場合に、売指値注文は、注文がカバー先に到達して以降、生成した価格が注文価格以上となった場合に、それぞれ注文価格をもって執行します。この場合、お客様にとって有利な価格で約定することがあっても、買注文であれば指値を上回る価格、売り注文であれば指値を下回る価格で約定するような、お客様にとって不利な価格での約定は原則発生しません。

成行注文について

成行注文は、当社がお客様が受注した時点での CFD 価格（最良気配価格）の指値に変更させていただきます。この場合、上記①でお示しした指値注文と同様の処理を行います。この場合、お客様にとって有利な価格で約定することがあっても、買注文であれば指値を上回る価格、売り注文であれば指値を下回る価格で約定するような、お客様にとって不利な価格での約定は原則発生しません。

(3) スリッページについて

金融商品取引業者は、金融商品取引法において、顧客にとって不利なスリッページ(*)が発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合）には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合）にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させることが禁止されています。

スリッページ(*)；スリッページとは、顧客の注文時に表示されている価格又は顧客が注文時に指定した価格と約定価格とに相違があることをいいます。

当社においては、お客様から受注した注文のうち、指値注文については、上記のとおり、買指値注文は、注文がカバー先に到達して以降、原資産となる株式の価格がお客様が指示された価格以下となった場合に、売指値注文は、注文がカバー先に到達して以降、生成した価格が注文価格以上となった場合に、それぞれ注文価格をもって執行します。よって、お客様にとって有利な価格で約定することがあっても、買注文であれば指値を上回る価格、売り注文であれば指値を下回る価格で約定するような、お客様にとって不利な価格での約

定は、原資産となる株式の価格が金融商品市場において急変した場合を除き、発生しません。

また、成行注文については、当社がお客様が受注した時点での CFD 価格(最良気配価格)の指値に変更させて頂き、指値注文と同様の処理を行います。この場合、お客様にとって有利な価格で約定することがあっても、買注文であれば指値を上回る価格、売り注文であれば指値を下回る価格で約定するような、お客様にとって不利な価格での約定は、原資産となる株式の価格が金融商品市場において急変した場合を除き、原則発生しません。

8. 電磁的方法による書面の交付

当社からの書面の交付は、原則として当社が指定するインターネットシステムによる電磁的方法にて行います。お取引の内容をご確認いただくため、口座管理ツールである

「Account Management」等から「Activity Statement」へアクセスして下さい(取引報告書、取引残高報告書の交付)。

この「取引報告書」及び「取引残高報告書」に該当する情報の内容は、必ずご確認ください。

9. 禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法及び当社の社内規程により、顧客を相手方とした有価証券関連店頭デリバティブ取引に関して、以下のような行為が禁止されています。

(1) 虚偽の告知や断定的判断の提供等

- ・ 有価証券関連店頭デリバティブ取引契約（顧客を相手方とし、または顧客のために有価証券関連店頭デリバティブ取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じ。）の締結またはその勧誘に関して、お客様に対し虚偽のことを告げる行為。
- ・ お客様に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤解させるおそれのあることを告げて有価証券関連店頭デリバティブ取引契約の締結を勧誘する行為。

(2) 不招請勧誘

- ・ 有価証券関連店頭デリバティブ取引契約の締結の勧誘を要しない顧客に対して、訪問または電話をかけて、有価証券関連店頭デリバティブ取引契約の勧誘をする行為。
- ・ 有価証券関連店頭デリバティブ取引契約の締結について、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為。
- ・ 有価証券関連店頭デリバティブ取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該有価証券関連店頭デリバティブ取引契約の締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けたいことを希望しない旨の意思を含みます。以下同じ。）を表示したにもかかわらず当該勧誘をする行為、又は勧誘を受けた顧客が当該有価証券関連店頭デリバティブ取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず当該勧誘行

為を継続する行為。

- ・ 有価証券関連店頭デリバティブ取引契約の締結又は勧誘に関して、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為。

(3) 損失補てん及び利益の提供

- ・ 有価証券関連店頭デリバティブ取引について、顧客に損失が生じることになり、またはあらかじめ定めた額の利益が生じないことになった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、または補足するため当該顧客又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、または補足するため当該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客またはその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、または第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- ・ 有価証券関連店頭デリバティブ取引について、自己または第三者がお客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、または顧客の利益に追加するため当該お客様または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客またはその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、または第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為。
- ・ 有価証券関連店頭デリバティブ取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、または顧客の利益に追加するため、当該顧客または第三者に対し、財産上の利益を提供し、または第三者に提供させる行為。
- ・ 取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、

または顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、またはこれを提供させる行為を含みます。）。

(4) 不適切な説明、表示

- ・ 本書面の交付に際し、本書面の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び有価証券関連店頭デリバティブ取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと。
- ・ 取引契約の締結またはその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為。

(5) 虚偽の相場

- ・ 取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産または証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為。

(6) 無断売買

- ・ あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により本取引を行う行為。

(7) レバレッジ規制

- ・ 有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る契約を締結する時、顧客（個人に限ります。）の純資産が約定時必要預託額に不足する場合に、当該契約の締結後直ちにその不足額を当社に預託させることなく、当該契約を継続する行為。
- ・ 有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る純資産が維持必要預託額に不足する場合に速やかにその不足額を当社に預託させることなく、当該契約を継続する行為。

(8) 一任勘定取引に関する事項

- ・ 本取引につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、銘柄、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、当社がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）。

(9) 自己取引に関する事項

- ・ 当社の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の本取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、または専ら投機的利益の追求を目的として本取引をする行為。

(10) スリッページ

- ・ 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合）には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合）にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること。

- ・ 顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること
(顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。)
- ・ 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること。

(11)その他の禁止行為

- ・ 有価証券関連店頭デリバティブ取引契約の締結または解約に関し、偽計を用い、または暴行若しくは脅迫をする行為。
- ・ 有価証券関連店頭デリバティブ取引契約につき、お客様に対し、当該お客様が行う本取引の売付または買付と対当する取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。)の勧誘その他これに類似する行為をすること。
- ・ 有価証券関連店頭デリバティブ取引契約に基づく債務の全部または一部の履行を拒否し、または不当に遅延させる行為。
- ・ 登録外務員以外の者に勧誘等外務員の職務を行わせる行為。
- ・ 有価証券関連店頭デリバティブ取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該取引契約の締結を勧誘する行為。

10.その他

当社からの通知や報告書の内容は必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違または疑義があるときは、速やかに当社カスタマーサービスまでご照会ください (03-4588-9700)

当社の概要

商号等	インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長〈金商〉第187号
所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号 鉄鋼会館4階
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	1,150,520千円 (平成23年4月1日現在)
主な事業	金融商品取引業 (第一種金融商品取引業)
設立	平成18年8月
ご連絡先	03-4588-9700 (カスタマーサービス)

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 当社は上記加入協会から苦情の解決及び紛争の解決のあっせん等の委託を受けた特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター(連絡先: 0120-64-5005)を利用することにより金融商品取引業等業務関連の苦情及び紛争の解決を図ります。

CFD取引に関する主な用語

用語	意味
相対取引	金融商品取引所を介さずに、取引の当事者(売り手と買い手)が、直接、値段、数量、決済方法などの売買内容を決定する取引方法。 OTC(Over The Counter)取引とも呼ばれます。
原資産	デリバティブ取引の対象となる資産のことをいいます。CFD取引では、金融商品取引所で取引されている個別の株式や個別の株式の価格等から算出される指数を原資産とします。
差金決済	現物の受渡しを伴わない、反対売買をもって差金の授受をする決済。
指値注文	売買価格を明示して注文する注文方法。
成行注文	売買価格を明示せずに、銘柄と数量のみを指定する注文方法。
証拠金	取引の契約義務の履行を確保するために、担保として預託する保証金。
スリッページ	顧客の注文時に表示されている価格又は顧客が注文時に指定した価格と約定価格とに相違があることをいいます。

建玉	証券CFD取引のうち、決済が終了していないものを建玉といいます。また、買付けのうち、決済が終了していないものを買建玉といい、売付けのうち、決済が終了していないものを売建玉といいます。
両建て	同一の商品の売建玉と買建玉を同時に持つこと。
ロスカット	損失を確定させる決済取引を行うこと。
売建玉（うりたてぎょく）	売付取引のうち、決済が終了していないもの。ショート（建玉）ともいいます。
買建玉（かいたてぎょく）	買付取引のうち、決済が終了していないもの。ロング（建玉）ともいいます。
評価損益（ひょうかそんえき）	未決済建玉に関して便宜的に評価した未実現の損益。